

北区公開型 GIS 構築等業務委託に係る

プロポーザル公募要項

令和8年1月

東京都北区

1 業務の概要

(1) 件 名

北区公開型GIS構築等業務委託

(2) 業務目的

北区における公開型GISについては、これまで用途地域等情報の公開に特化したシステムを構築し、運用保守を行ってきた。

今後、新たに相当量の地理情報をもった都市基盤情報を円滑に公開するため、また、将来的に更なる地理情報の増加やオープンデータ構築に対応するため、北区における既存の独立型 GIS から一部の情報を抽出し、新たに公開型 GIS を構築するものである。

これにより、住民や事業者等がいつでもどこからでも行政情報をインターネット上で閲覧可能となり、区民サービスの向上に寄与することが期待される。

このことから、高度かつ専門的な技術が要求されるシステム構築や運用・保守等の委託業務について、事業者へ総合的な提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

(3) 業務内容

別紙1「北区公開型GIS構築等業務説明書」（以下「業務説明書」という。）のとおり

(4) 履行期限 契約締結日から令和9年3月31日まで

公開型 GIS の構築を令和9年2月26日までに完了し、試験運用を令和9年3月から開始することとします。

※ 本件に基づく契約には、公開型 GIS 運用保守業務は含まれていません。

※ 本件は、地域未来交付金デジタル実装型（TYPEA）の適用を予定しています。

(5) 成果品

別紙1.業務説明書 の記載による

(6) 令和8年度予定価格と最低制限価格の設置の有無

予定価格については以下を上限とし、提案価格が上限額を上回る場合は、審査の対象としない。なお、最低制限価格については設定しない。

令和8年度《システム構築費》

21,550,000円（税込）

※ 予定価格については、契約金額として確約するものではなく参考金額です。

(7) 総事業費

システム構築費、及び5年間分の運用保守費（外部ストレージ調達費、データ出力費含む）を含めた総事業費に関する見積りを提出すること。

※ 上記見積り額については、本プロポーザルの評価対象となります。

(8) その他

① 本プロポーザルによる契約締結は、東京都北区公契約条例に基づく特定公契約の対象となるため、契約にあたっては、「東京都北区公契約条例に基づく特定公契約に関する特約」に了承するものとする。

② 本件は、令和8年度予算が北区議会（令和8年第1回定例会）で成立した場合に契約を締結する。

2 プロポーザル参加者に要求される資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

- (1) 対象業務における北区での競争入札参加資格（以下「北区競争入札参加者資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加者資格有資格者指名停止基準（14北総契第360号 平成15年3月28日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要項の公開日（北区ホームページ掲載日）以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 令和2年度以降、特別区又は東京圏（東京都、千葉県、埼玉県及び神奈川県）の自治体から、公開型GIS構築業務の受注実績が複数件あること。
- (8) 以下の全ての認証を受けていること。
 - ISO9001（品質マネジメントシステム）
 - ISO/IEC27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）
 - JISQ15001に基づいたプライバシーマーク

3 提案書の評価基準及び評価方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、北区公開型GIS構築等業務委託に係るプロポーザル審査委員会設置要綱（令和7年10月29日決裁）に規定する審査委員会が審査し選定する。

なお、審査委員会の委員名、人数・構成については公表しない。

(1) 主な評価基準

● 事業者及び見積に関する評価基準

評価項目	評価内容	評価指標（確認項目）
経営状況	経営状況は良好であるか 全体売り上げに対する情報処理業務の売上割合	参加表明書等
業務実績	自治体への公開型GISシステム、 又は統合型及び公開型GISシステムの導入・運用実績があり、導入後の成果検証が適切に行われているか	提案書（実績調書）

業務遂行力	業務の遂行体制は妥当であるか	提案書（実施体制表等、実施スケジュール）
コスト	システム構築費、及び5年間分の運用保守費（外部ストレージ調達費、データ出力費含む）を含めた総事業費は妥当か	提案書（見積書）

● 企画提案に関する評価基準

評価項目	評価内容	評価指標（確認項目）
資料調整能力	提案書は分かりやすいか	提案書
業務の理解度	本公募要項及び別紙1.業務説明書を十分に理解し、システム構築計画等についても十分な方針が示されているか	提案書
基本要件事項に対すること	別紙1.業務説明書を十分満足する提案がなされているか	
機能要件（非機能要件含む）要求事項に対すること	別紙2関係（共通機能要件対応表、公開型GIS機能要件対応表【モデル仕様書含】）、別紙3関係（公開型GIS非機能要件対応表【モデル仕様書含】）に示す要求項目を満たしているか	提案書（機能要件表等）
現状と将来展望に関すること	北区ホームページ及び現行公開型GIS「北区の地図」における都市基盤情報（都市計画図、道路台帳図、指定道路図）の公開状況の課題分析、新たな公開型GISを利用した都市基盤情報の公開による効果、今後の機能拡張により改善される行政サービス等を示しているか	提案書
システム構築に関すること	新たな公開型GISのシステム構築にあたり、北区が求める基本要件事項や機能要件（非機能要件含む）について、基本的な考え方、留意事項、工夫すべき点を示しているか	
システム運用保守・システムサポートに関すること	新たな公開型GISのシステムの運用保守にあたり、平時のシステム等の保守、バックアップ方法、障害時の対応、SLA、サポートについて、基本的な考え方、留意事項、工夫すべき点を示しているか	

● プрезентーション・システムデモ・ヒアリングに関する評価基準

評価項目	評価内容	評価指標（確認項目）
提案力	提案内容の説明が明確であり、DXに親しみの無いものでもわかりやすいか。 書類の文言だけでなく、説明者の	プレゼンテーション・システムデモ・ヒアリング内容

	言葉で説明できているか。	
対応力	質問を的確に理解できているか。 回答内容が明快で適切であるか。 回答する姿勢、言葉遣いが適切であるか。	
システム操作性	利用者に分かりやすく使いやすい ユーザーインターフェイスとなっているか	
システム表示性能	検索、表示等基本機能の精度や反応速度は良好か	
データ管理	公開型GISのデータ管理やアクセス性は容易で素早いか	

(2) 第一次審査（書類審査）

提出された参加表明書・提案書に基づき審査を行い、プレゼンテーション・システムデモ・ヒアリングを行う第二次審査対象者（2～3事業者程度）を選定する。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション・システムデモ・ヒアリング審査）

提案書の内容をより深く理解するため、第一次審査で選定した事業者から、1事業者当たり20分以内で事前に提出した提案書等に基づいたプレゼンテーション及びシステムデモを行う。

その後、選定委員から20分程度のヒアリングを行う。また、プレゼンテーションの出席者は最大3名とし、プレゼンテーションは本件の中心的役割を担う者が行うこと。

なお、審査項目の配点等の審査内容に関する事項については、公表しない。

※ 第二次審査の日時及び場所については、対象事業者に別途通知する。

※ ノートPC及びプレゼンテーションに必要な機器は、各事業者が持参するものとする。プロジェクター及びスクリーンについては北区が用意する。

4 参加表明書の作成様式、記載上の留意事項並びにその問い合わせ先

(1) 参加表明書の作成様式

- ① 参加表明書（様式1） ※両面印刷
- ② 事業者概要（様式2）
- ③ 会社の概要がわかるパンフレット等
- ④ 東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

(2) 提出部数 各1部及び電子媒体（PDF）

(3) 問い合わせ先 12の問い合わせ先に同じ

5 参加表明書の提出期限、提出場所並びに提出方法

(1) 提出期限 令和8年1月23日（金）正午まで

(2) 提出場所 12の問い合わせ先に同じ

(3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

6 プロポーザル公募要項に対する質問の提出期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

- (1) 提出期間 令和8年1月9日（金）午前9時から
令和8年1月23日（金）正午まで
- (2) 提出場所 12の問い合わせ先に同じ
- (3) 提出方法 メール
 - 送信先アドレス kenchiku-ka@city.kita.lg.jp
 - 件名を「【事業者名】北区公開型GIS構築等業務プロポーザル質問書」としてください。
- (4) 回答方法 令和8年1月29日（木）までに、質問者名を伏せQ&A方式で参加意向表明者へ一斉にメールで送信する。
質問への回答は本説明書の追加又は訂正とみなす場合がある。
- (5) 留意点 質問を受信した場合は、本区から受信確認メールを送信するので、受信確認メールが届かない場合は問い合わせをすること。

7 提案書の作成様式、記載上の留意事項並びにその問い合わせ先

- (1) 提案書の作成様式
 - ① 提案書表紙（様式3）
 - ② 実績調書（様式4）
 - ③ 実施体制表（様式5） ※一部両面印刷
 - ④ 見積書（様式6）
 - 提案内容を反映させた作業項目毎に分けて人件費等を積算すること。
 - 内訳作成においては、少なくとも「システム構築費」と「5年間分の運用保守費（外部ストレージ調達費、データ出力費含む）」に分けて見積書を提出すること。
 - ⑤ 提案書（様式7）
 - 「機能要件等の可否」を記載した別紙2関係（共通機能要件対応表、公開型GIS機能要件対応表【モデル仕様書含】）及び別紙3関係（公開型GIS非機能要件対応表【モデル仕様書含】）を添付してください。
※クリップ止め
 - ⑥ 実施スケジュール（様式8）
- (2) 記載上の留意事項
安易に提案書の提出者が特定できるような記載はしないようにすること。
- (3) 提出部数 各1部及び電子媒体（PDF）
- (4) 問い合わせ先 12の問い合わせ先に同じ

8 提案書の提出期限、提出場所並びに提出方法

- (1) 提出期限 令和8年2月5日（木）正午まで
- (2) 提出場所 12の問い合わせ先に同じ
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送

9 審査結果の通知

- (1) 第一次審査終了後、第二次審査の対象者に対して、12 問い合わせ先の担当部署の課長（以下「所管課長」という。）が3月初旬に書面により通知する。
- (2) 上記(1)の対象者にならなかった者に対して、所管課長が3月初旬以降に書面により通知する。
- (3) 第二次審査で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の者に対して、所管課長が3月下旬以降に書面により通知する。
- (4) 上記(3)の通知を受けた契約交渉順位第1位の者は、見積書を書面により、通知の発送日から起算して6日（休日を除く。）後の午後4時までに12 問い合わせ先の担当部署へ提出すること。
- (5) 上記(3)の契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対して、所管課長が3月下旬以降に書面により通知する。
- (6) 上記(2)、(5)の通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して7日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。
- (7) 所管課長は、上記(6)に基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (8) 第二次審査の結果通知後、本プロポーザル参加者数・第一次審査通過者数・契約交渉順位第1位の称号（商号又は個人名）及び所在地について、区ホームページにて公表する。

10 募集から随意契約交渉順位決定までのスケジュール（予定）

内容	期日等
公募要項の公表（北区HP掲載）	令和8年1月9日（金）
質問受付期間	令和8年1月9日（金）午前9時から 令和8年1月23日（金）正午まで（必着） ※質問に対する回答は、参加意向表明者に対し、令和8年1月29日（木）までに、メールにて回答する予定です。
書類提出期間	参加意向表明、財務諸表、会社概要資料 令和8年1月9日（金）午前9時から 令和8年1月23日（金）正午まで（必着） 提案書、提案書概要版 令和8年1月23日（金）午前9時から 令和8年2月5日（木）正午まで（必着）
第一次審査（書類審査）	令和8年2月下旬（予定） ※第二次審査の対象となる参加事業者を選定します（2～3事業者程度）。 第一次審査結果は令和8年3月初旬に発送する予定です。
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）	令和8年3月中旬（予定）
受注者候補者選定結果の通知	令和8年3月末発送（予定）
審査結果の公表・契約締結	令和8年4月中旬（予定）

1 1 その他の留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに到達しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は提案書の提出者の審査及び提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提案書中には参加者名を記入しない。
- (7) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (8) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、プロポーザル参加表明辞退届（様式9）を令和8年2月5日（木）正午までに建築課担当まで提出すること。
- (9) 個人情報に関するものについては、別紙6「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」による。
- (10) 本区からの事務連絡、質問に対する回答は原則、電子メールを使用する。
- (11) この公募要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

1 2 問い合わせ先

〒114-8508 北区王子本町1-15-22
北区まちづくり部建築課細街路整備係
電話：03-3908-9194（直通）
E-mail：kenchiku-ka@city.kita.lg.jp
担当：徳田、内野

以上